

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる者、評議委員選任・解任委員、法人事務局員をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、すべての役員及び評議員等に報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員等から特段実費費用請求がない場合は、往復の交通費の対価として、上限5,000円を支給する。
- 3 役員及び評議員等は、出張に要する旅費(交通費及び宿泊費を含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。
- 4 役員及び評議員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第5条 役員及び評議員等の報酬等(旅費を除く。)は、理事会等の会議の都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和3年6月18日から施行する。